

【注1】

令和 年（調）第 号事件

答 弁 書

【注2】

令和 年 月 日

山形県建設工事紛争審査会 御中

【注3】【注4】

〒000-0000 ○○県○○市○○町○丁目○番○号 TEL (000) 00-0000

被申請人 ○○建設株式会社

同代表者代表取締役○○ ○○

〒000-0000 ○○県○○市○○町○丁目○番○号 TEL (000) 00-0000

被申請人代理人（弁護士）○○ ○○

1 請求を求める事項に対する答弁【注5】

申請の趣旨を争う。

（申請のうち、○○については認め、その余は争う。）

2 紛争の問題点及び交渉経過の概要に対する答弁【注6】

- (1) 紛争の問題点及び交渉経過の概要（1）中「代金の支払は完了している」の部分については否認し、その余は認める。
- (2) 同（2）①外装タイルのはがれ中「引渡し直後から・・・合意した」の部分については認めるが、「しかし、・・・補修工事を行わせた」の部分は争う。
「この補修工事に要した費用は金○○万円であった」の部分は不知。
- (3) 同（2）②の設計と異なる電気器具の取付けについては、認める。
- (4) ・・・・・・・・・・・・・・・・。
- (5) 同（3）については争う。

3 被申請人の主張【注7】

- (1) 本件工事に関しては、○○年○月○○日に申請人と被申請人との間で○○○の追加工事を行うことを合意し、同年○月○○日に当該追加工事は完了しているが、この追加工事の代金○○万円が未だに支払われていない。（乙第1号証・乙第2号証）
- (2) 外装タイルのはがれの補修については、両者間に合意が成立したのは申請人の主張のとおりであるが、当該補修工事については、申請人の連絡をまって始めることとされていた。被申請人は、いつでも工事に取りかかれるよう準備をしていたが、申請人は、被申請人に何等連絡することなく、別の業者に補修工事を行わせたのであるから、被申請人がその費用を負担する理由はない。
- (3) 電気器具が設計と異なっていたこと、その差額は○○万円であることは、申請人の

主張のとおりであるが、その差額については、既に工事代金から減額しており、被申請人がこの差額分を支払う理由はない。(乙第3号証)

(4)

(5) よって、被申請人は申請人に対して追加工事代金を請求する権利を有してはいるが、申請人に対して契約不適合に関する補修代金を支払う義務はない。【注8】

添付書類

委任状【注9】

証拠書類【注】10

乙第1号証 追加工事の打ち合わせメモ
乙第2号証 追加工事代金の請求書
乙第3号証 工事代金請求書
乙第4号証

答弁書作成上の注意

- ・ 答弁書は、A 4 版、横書、左とじ
- ・ 提出部数は、あっせん（正本 1 部、副本 3 部の計 4 部）
調停、仲裁（正本 1 部、副本 4 部の計 5 部）となります。
ただし、添付書類（委任状）は正本にのみ 1 部添付となります。

【注 1】 事件番号を明記して下さい。

【注 2】 答弁書を実際に提出する年月日を記載します。

【注 3】 被申請人の表示

- ① 被申請人が個人の場合は、個人名を記載します。
- ② 被申請人が法人の場合は、法人名及び代表者の役職及び氏名を記載します。
- ③ 代理人が答弁する場合は、その氏名を記載します。
- ④ 申請人の親族の名義や、支店長など代表権のない人の名義で答弁するときは、代理人として記載します。

（ただし、審査会は、弁護士でない者が代理人となることを認めないことがあります。）

【注 4】 被申請人及び代理人の住所及び電話番号を必ず記載して下さい。FAX 番号がある場合は FAX 番号を記載してください。

【注 5】 申請書に記載された調停（あっせん・仲裁）を求める事項について、争うか認めるかを簡潔に記載します。

【注 6】 申請書に記載された争点ごとに、争うか認めるかを簡潔に記載します。

【注 7】 被申請人の主張

- ① 争点ごとに、被申請人の主張を必要な範囲で記載します。
- ② 申請人のみならず、第三者である審査会の委員が十分理解できるように、分かり易く、できる限り証拠を示して記載して下さい。

【注 8】 被申請人が申請人に対する請求を抗弁として主張するだけでなく、実際に申請人に対し請求する金額の給付を求める場合には、別途申請料を納付して調停（あっせん・仲裁）の申請（反対申請）をしていただく必要があります。

この場合二つの事件は原則として併合され、同一の手続の下に審理を進めていくこととなります。

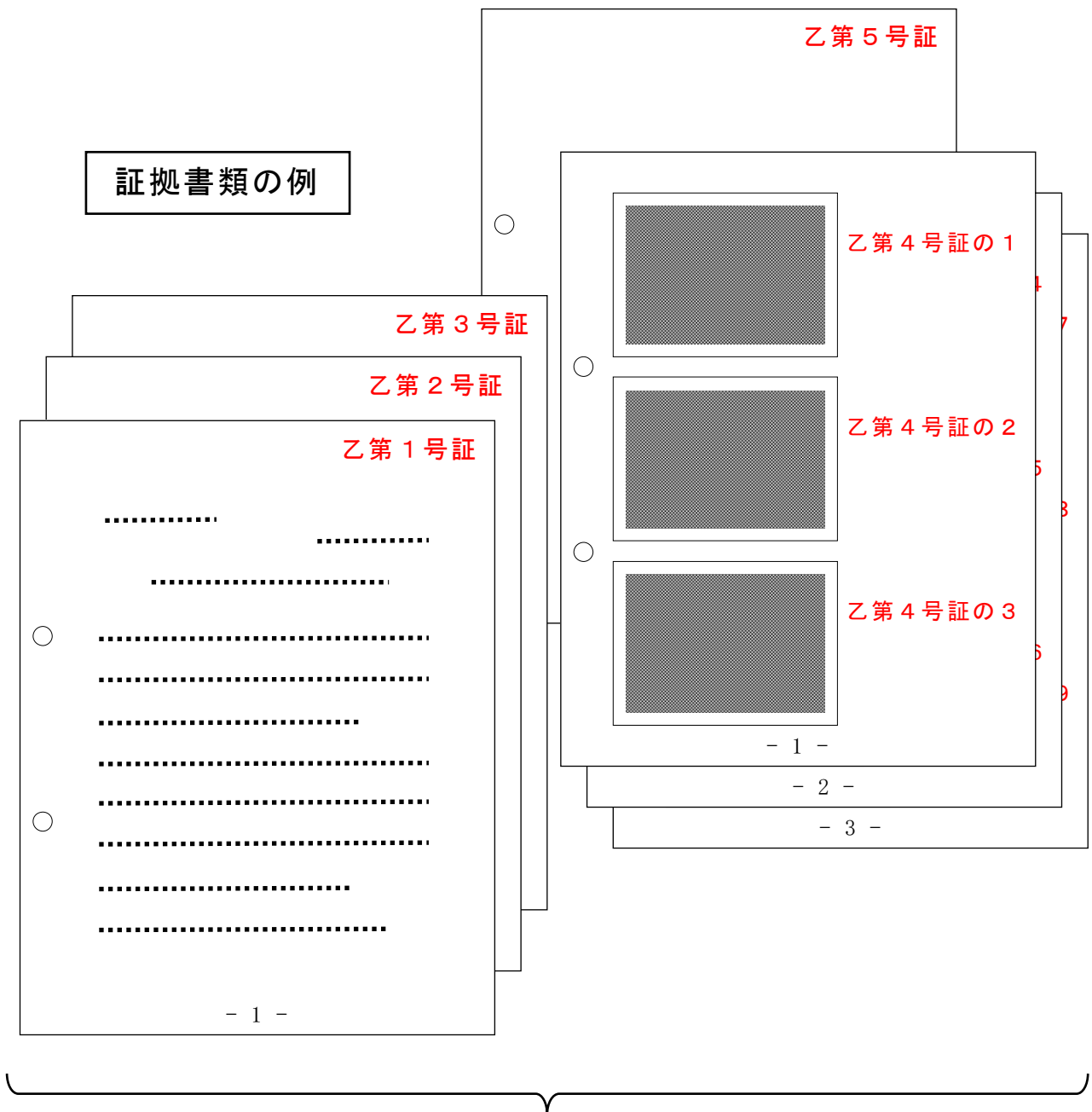
【注 9】 紛争処理権限を代理人に委任する場合に提出します。

【注 10】 証拠書類

- ① 被申請人が提出する証拠書類は「乙」号証とします。なお、申請人が提出する証拠書類は「甲」号証とします。
- ② 被申請人が提出する証拠書類には、赤書で「乙第〇号証」と一連番号をふって下さい。写真のように数枚で一組になっているものについては、乙第〇〇号証の 1、乙第〇〇号証の 2 のように枝番号をふって下さい。
- ③ 証拠書類には、号証ごとにページをふって下さい。

証拠書類の提出方法

- ① 書類は、A4版、横書、左とじを原則としてください。
- ② 提出部数は、あっせん（正本1部、副本3部の計4部）
調停、仲裁（正本1部、副本4部の計5部）となります。
- ③ 被申請人が提出する証拠書類には、赤書で「乙第〇号証」と一連番号をふって下さい。
写真集のように数枚で一組になっているものについては、乙第〇号証の1、2、3…
…のように枝番号をふって下さい。
- ④ 証拠書類には、号証ごとに必ずページをふって下さい。



あっせんでは4セット、調停と仲裁では5セット作成してください。